

判決年月日	平成27年7月16日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成26年（行ケ）第10232号		
○名称を「動的な触覚効果を有するマルチタッチデバイス」とする特許発明についての特許出願査定不服審判請求に対する不成立審決の取消訴訟において、国際公開公報である引用例について、日本における公開公報をそのまま参照して適切でない翻訳をし、これに基づいて引用発明を認定した上、相違点を看過し、また、別の相違点についての進歩性判断も誤ったとして、審決を取り消した事案。			

（関連特許）特願2010-527017号（本願発明），国際公開第2006／42309号（引用発明），国際公開第2006／020304号（周知技術）
（関連条文）特許法29条2項

判決要旨

1 事案の概要

本件は，名称を「動的な触覚効果を有するマルチタッチデバイス」とする特許発明についての特許出願拒絶査定不服審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。

争点は，進歩性の有無及び手続違背であり，具体的には，①甲1に記載された引用発明の認定の誤り，②一致点及び相違点の認定誤り，③相違点に係る進歩性判断の誤り，及び④手続違背である。

審決は，引用発明の認定について，「（省略）・・・触覚による感覚を生成するプロセスは，センサ式パネルの所定の箇所または複数箇所に触れているユーザにより作動させることができる，コンピュータシステム。」と認定し，『タッチスクリーン上のタッチを感知する手段が，本願発明では，「少なくとも2つの実質的に同時に起こるタッチを感知する」のに対し，引用発明では，「少なくとも2つの実質的に同時に起こるタッチを感知する」か否か明らかではない点』（相違点①）が相違点に当たるとした上で，引用発明に周知技術を適用して，相違点に係る構成は容易に想到し得ると判断した。

2 判断

本判決は，概要，以下のとおり判示し，審決を取り消した。

（1）引用発明の認定について

審決が，仮に，被告の主張するようにユーザがセンサ式パネルの複数箇所を同時に接触する状態を示すことを意図していないとしても，上記の表現（上記1の下線部分）では，審決が意図しない状態が認識されるから，当該認定は，不適切であったといわざるを得ない。引用発明の該当部分は，「触覚による感覚を生成するプロセスは，センサ式パネルに触れているユーザにより，所定の箇所又は複数箇所で作動させることができる，コンピュータシステム。」と認定すべきであった。

（2）相違点の認定について

相違点①の認定には誤りがない。

しかし，本願発明の動的な触覚効果を生じさせる手段は，「タッチスクリーン上の少なくとも2つの実質的に同時に起こるタッチを感知」して応答するものであるのに対し，引用発明は，「少なくとも2つの実質的に同時に起こるタッチを感知」するものでなく，タッチができ，動的触覚を作動させることができる箇所が複数あり，物理的なタッチに対して，

アクチュエータによって、それぞれ、当該タッチに応じた動的な触覚効果を生成できるというものである。したがって、タッチの感知に応答して動的な触覚効果を生成する手段について、本願発明では、「少なくとも２つの実質的に同時に起こるタッチの感知に応答して動的な触覚効果を生成する」もので、動的な触覚効果を生成する原因となるものが、「タッチスクリーン上の少なくとも２つの実質的に同時に起こるタッチ」の感知であるが、引用発明では、そのようなタッチの感知ではない点で異なるものであるから、この点を相違点と認定すべきである（相違点②）。

したがって、審決には相違点の看過があったと認める。

(3) 相違点判断の誤りについて

審決は、引用発明が、「触覚による感覚を生成するプロセスは、センサ式パネルの所定の箇所または複数箇所に触れているユーザにより作動させることができる」ものであることを前提として、引用発明には、「タッチ式入力装置の複数箇所にタッチすることが示唆されている」と認定する。

上記の前提となる記載は、通常、引用発明に、ユーザがセンサ式パネルの複数箇所に同時に（併発的に）触れていると認定したものと理解されるところ、このような引用発明の認定は誤りである。また、仮に、審決の上記記載が正確性を欠くものであったにすぎず、相違点判断の前提となる引用発明の技術の理解に誤りはなかったとしても、甲１に記載された引用発明は、タッチできる箇所が複数箇所あり、物理的なタッチに対して、アクチュエータによって、それぞれ、当該タッチに応じた動的な触覚効果を生成できるというものであるから、これを同時に複数箇所に接触することについての示唆と結び付けることは困難である。

(4) 以上によれば、審決のした相違点①に関する判断は誤りであり、相違点②について看過もあるから、本願発明は、甲１及び周知技術に基づいて容易に想到できるとした審決の判断は、誤りであって、審決は取り消されるべきものである。